

**2021（令和3）年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）
試験科目：民事法（民事訴訟法）**

1. 民事訴訟法 133条2項2号でいう「請求の趣旨及び原因」とは何か。8行程度で説明しなさい。

2. 仙台市在住のSは、令和2年7月1日に、山形市在住の貸金業者Gから、令和元年6月1日に締結した金銭消費貸借契約（返済期日令和2年5月31日）に基づいてSがGに対して200万円の返還義務を負うという内容の督促状を郵送で受け取った。一切身に覚えのないSは、令和2年7月15日、山形地方裁判所に、Gを相手取り、200万円の貸金返還債務不存在確認訴訟を提起した。

ところが、令和2年8月3日、Gは、仙台地方裁判所に、Sを相手取り、200万円の貸金返還請求訴訟を提起した。同年9月8日の第1回口頭弁論期日において、被告であるSから「山形地方裁判所に債務不存在確認訴訟がすでに係属している」との情報提供があった。裁判所は、どうすべきか。理由を付して、答えなさい。

3. 小売業を営むXは、顧客であるYを相手取り、仙台地方裁判所に300万円の売買代金請求訴訟を提起した（以下「本訴」という）。訴状の送達を受けたYは、3ヶ月前にXが起こした交通事故によりYが被った治療費等300万円の支払を求めて、不法行為に基づく損害賠償請求を反訴として提起した。

ところが、Yは、第1回口頭弁論期日において、反訴請求の目的である300万円の不法行為に基づく損害賠償請求権を自働債権として本訴請求の目的である売買代金請求権と相殺する旨の抗弁を提出了した。裁判所は、どうすべきか。理由を付して、答えなさい。